

昭和二十五年法律第四十七号

社会保険医療協議会法  
(設置)

厚生労働省に、中央社会保険医療協議会  
(以下「中央協議会」という。)を置く。  
各地方厚生局(地方厚生支局を含む。)に、  
地方社会保険医療協議会(以下「地方協議会」  
といふ。)を置く。

(所掌事務)

中央協議会は、次に掲げる事項について  
て、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び  
文書をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣  
に、文書をもつて建議することができる。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第  
七十六条第二項の規定による定め、同法第八  
十五条第二項の規定による基準、同法第八  
五条の二第二項の規定による基準、同法第八  
十六条第二項第一号の規定による定め及び船  
員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第五  
十八条第二項の規定による定めに関する事項

二 健康保険法第八十八条第四項の規定による  
定めに関する事項

三 健康保険法第六十三条第二項第三号及び第  
五号の規定による定め(同項第三号に規定す  
る高度の医療技術に係るものを除く。)、同法  
第七十条第一項及び第三項並びに第七十二条  
第一項の規定による厚生労働省令、同法第九  
十二条第二項の規定による基準(指定訪問看  
護の取扱いに関する部分に限る。)、船員保  
法第五十四条第二項の規定による厚生労働省  
令、同法第六十五条第十項の規定による厚生  
労働省令、国民健康保険法(昭和三十三年法  
律第九十二号)第四十条第二項の規定によ  
る厚生労働省令並びに同法第五十四条の第二  
項の規定による厚生労働省令に関する事項

地方協議会は、保険医療機関及び保険薬局の  
指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬  
剤師の登録の取消しについて、厚生労働大臣の  
諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申す  
るほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもつて建  
(組織)

第三条 中央協議会又は地方協議会は、それぞ  
れ、次に掲げる委員二十人をもつて組織する。  
一 健康保険・船員保険及び国民健康保険の保  
険者並びに被保険者、事業主及び船舶所有者  
を代表する委員 七人

二 医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委  
員 七人

三 公益を代表する委員 六人

厚生労働大臣は、地方協議会において特別の  
事項を審議するため必要があると認めるとき  
は、前項各号の規定による委員の構成について  
適正を確保するように配慮しつつ、臨時委員を  
置くことができる。

厚生労働大臣は、それぞれ中央協議会又は地  
方協議会において専門の事項を審議するため必  
要があると認めるときは、その都度、各十人以  
内的専門委員を置くことができる。

委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大  
臣が任命する。

厚生労働大臣は、第一項第一号に掲げる委員  
の任命に当たつては医療に要する費用を支払う  
者の立場を適切に代表し得ると認められる者の  
意見に、同項第二号に掲げる委員の任命に当た  
つては地域医療の担い手の立場を適切に代表し  
得ると認められる者の意見に、それぞれ配慮す  
るものとする。

中央協議会の公益を代表する委員の任命につ  
いては、両議院の同意を得なければならぬ。

前項の場合において、国会の閉会又は衆議院  
の解散のために両議院の同意を得ることができ  
ないときは、厚生労働大臣は、同項の規定にか  
かわらず、同項に規定する委員を任命すること  
ができる。

前項の場合においては、任命後最初の国会で  
両議院の承認を得なければならぬ。この場合  
において、両議院の承認を得られないときは、  
厚生労働大臣は、直ちにその委員を罷免しなけ  
ればならない。

厚生労働大臣は、第六項に規定する委員が心  
身の故障のため職務の執行ができないと認める  
場合又は同項に規定する委員に職務上の義務違  
反その他委員たるに適しない非行があると認め  
る場合においては、両議院の同意を得て、これ  
を罷免することができる。

委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とす  
る。

この法律の施行期日

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行  
する。

この法律は、新法の施行の日(昭和三十四年  
一月一日)から施行する。

この法律は、昭和三十三年一二月二七日法律第  
一九三号抄

この法律は、昭和三四年一月一六日法律第  
二二七号抄

この法律は、昭和三七年五月一一日法律第  
二三号抄

この法律は、昭和三七年五月一一日法律第  
一八号抄

この法律は、昭和三七年五月一一日法律第  
(他の法令の改廃)

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行  
する。

この法律は、昭和二十四年政令第三百六十八号  
は、廃止する。

この法律は、昭和二十六年七月一日から施行  
(経過規定)

この法律は、昭和二十六年七月一日から起算して  
三月を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。ただし、第一項中健康保険法第三条  
第一項の改正規定(同項の表に係る部分に限  
るものとする)。

専門委員は、当該専門の事項に関する審議が  
終了したときは、解任されるものとする。

審査官の職にある者は、この法律の規定による  
社会保険審査官を命ぜられたものとみなす。

会長は、会務を総理し、それぞれ、中央協議  
会又は地方協議会を代表する。中央協議會  
会長に事故があるときは、第一項の規定に準  
じて選挙された委員が、その職務を代行する。

附 則 (昭和二八年八月一四日法律第二  
〇七号) 抄

この法律は、昭和二十八年十一月一日から施  
行する。

附 則 (昭和三二年三月三一日法律第四  
二号) 抄

会長は、厚生労働大臣の諮問があつたとき、  
又は委員の半数以上が審議すべき事項を示して  
招集を請求したときは、その諮問又は請求の日  
から、二週間以内に、それぞれ、中央協議會又  
は地方協議會を招集しなければならない。

中央協議會の公益を代表する委員は、会  
議の日程及び議題その他の中央協議會の運営に  
関する事項について協議を行い、中央協議會の  
第三条第一項第一号及び第二号に掲げる委員  
は、その協議の結果を尊重するものとする。

中央協議會が、第二条第一項第一号又は第二  
号に掲げる事項に係る答申又は建議を行う場合  
には、あらかじめ中央協議會の公益を代表する  
委員が当該事項の実施の状況について検証を行  
い、その結果を公表するものとする。

この法律は、新法の施行の日(昭和三十四年  
一月一日)から施行する。

この法律は、昭和三三年一二月二七日法律第  
一九三号抄

この法律は、昭和三四年一月一六日法律第  
二二七号抄

この法律は、昭和三七年五月一一日法律第  
二三号抄

この法律は、昭和三七年五月一一日法律第  
一八号抄

この法律は、昭和三七年五月一一日法律第  
(施行期日)

この法律は、昭和二十六年七月一日から施行  
する。

この法律は、昭和三七年五月一一日法律第  
一八号抄

この法律は、昭和三七年五月一一日法律第  
(他の法令の改廃)

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行  
する。

この法律は、昭和二十四年政令第三百六十八号  
は、廃止する。

この法律は、昭和二十六年七月一日から起算して  
三月を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。ただし、第一項中健康保険法第三条  
第一項の改正規定(同項の表に係る部分に限  
るものとする)。

この法律は、昭和二十六年七月一日から施行  
(経過規定)

この法律は、昭和二十六年七月一日から起算して  
三月を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。ただし、第一項中健康保険法第三条  
第一項の改正規定(同項の表に係る部分に限  
るものとする)。

年金保険法第六十二条第一項の規定による保  
険審査官の職にある者は、この法律の規定による  
社会保険審査官を命ぜられたものとみなす。  
この法律の施行前に保険審査官、健康保険審  
査会、船員保険審査会又は厚生年金保険審  
査会においてされた事件の受理その他の手続は、社  
会保険審査官又は社会保険審査会においてされ  
た事件の受理その他の手続とみなす。

第十四条ノ一の前に、条を加える改正規定（同法第四十四条第十一項に係る部分に限る。）、第三条中国民健康保険法第五十条第一項の改正規定、同法第五十三条の改正規定（同条第九項に係る部分に限る。）及び同法第五章中第八十二条の次に二節を加える改正規定（第八十一条の九から第八十二条の十二までに係る部分に限る。）並びに附則第六十一条（社会保険審議会及び社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）第十四条の改正規定に限る。）の規定は公布の日から施行する。  
（その他の経過措置の政令への委任）

**第六十三条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和六〇年五月一日法律第三四八号抄）  
(施行期日)

の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から、第一条中健康保険法第三条第一項の改正規定、第二条中船員保険法第四条第一項の改正規定並びに次条及び附則第七条の規定は同年十月一日から施行する。  
(その他)の経過措置の政令への委任)  
**第二十条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成六年六月二九日法律第五十六号) 拝抄

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、平成六年十月一日から施行する。  
(その他の経過措置の政令への委任)

**第六十七条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一年七月一六日法律第八  
七号) 抄

(員となり、同一性をもつて存続するものとする。) 第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前に於いて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第一百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により

この条において「处分官」といふのは施行前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該处分官に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該处分官の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該处分官の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（その他の経過措置の政令への委任）

**第一百六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**第一条** この法律は、平成四年四月一日から施行する。ただし、第一条中健康保険法第一条の次に一条を加える改正規定、同法第三条ノ二第二項の改正規定、同法第二十四条ノ二を削る改正規定並びに同法第六十九条の十一、第七十一条ノ四第五項（「社会保険審議会」を「審議会」に改める部分に限る。）及び第七十九条ノ三第二項の改正規定、第二条の規定（船員保険法第四条第一項及び第三十二条第二項の改正規定を除く。）、第三条の規定並びに第四条の規定並び

十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二一条の規定 公布の日

(地方社会保険医療協議会に関する経過措置)

**第七十二条** 第一百六十九条の規定による改正前の社会保険医療協議会法の規定による地方社会保険医療協議会並びにその会長、委員及び専門委員は、相当の地方社会保険事務局の地方社会保

びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

**第一百六十一條** 施行日前にされた國等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下

附則  
（平成三年五月二一日法律第七九号）抄  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
附則（平成四年三月三一日法律第七九号）抄

(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に規定する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに付則第二条、第十一条、第十二条の規定に係る部分に限る)、第二百四十四条の規定に係る部分に限る)、第二百四十四条の規定に係る部分に限る)、

次の各号に掲げる規定は、それぞれ當該各号に定める日から施行する。

一 第二条中厚生年金保険法第四十七条第二項の改正規定、第三条中厚生年金保険法第五条の改正規定及び第四条中船員保険法第四十条の改正規定並びに附則第四十条、第九十一条及び第一百八十八条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定め

**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第

されている許可等の申請その他の行為（以下「の条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、女王後の



二 附則第二十二条、第二十四条、第二十六条  
 から第二十八条まで及び第三十条の規定、附則第四十四条中国民健康保険法第百九条及び  
 第百十九条の二の改正規定並びに附則第七十一条の規定 平成二十年十月一日  
 (地方社会保険医療協議会に関する経過措置)  
**第二十八条** 前条の規定の施行前に地方社会保険医療協議会にされた諮問で同条の規定の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、同条の規定による改正後の社会保険医療協議会法第一条第一項に規定する地方社会保険医療協議会であつて当該諮問を受けた地方社会保険医療協議会に相当するものにされた諮問とみなす。

**第二十九条** この法律の公布の日以後に任命される地方社会保険医療協議会の委員の任期は、社会保険医療協議会法第四条第一項の規定にかかるわらず、平成二十年九月三十日までとする。

**第三十条** 附則第二十七条の規定による改正後の社会保険医療協議会法の施行後最初に任命される地方社会保険医療協議会の委員のうち、厚生労働大臣が任命の際に指名する半数の者の任期は、同法第四条第一項の規定にかかわらず、一年とする。  
 (処分、申請等に関する経過措置)

**第七十三条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。)の施行前に法令の規定により社会保険長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長(以下「社会保険長官等」という。)がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機構(以下「厚生労働大臣等」という。)がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に法令の規定により社会保険長官等に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、この法律の施行の際現に法令の規定に基づいて、厚生労働大臣等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に法令の規定により社会保険長官等に対し報告、届出、提出その他の手

続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後は、これより厚生労働大臣等に対しても、報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律の施行後は、同条の規定による改正後の社会保険医療協議会法第一条第一項に規定する地方社会保険医療協議会であつて当該諮問を受けた地方社会保険医療協議会に相当するものにされた諮問とみなす。

4 なお從前の例によることとする法令の規定に沿り、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚生労働大臣等に対してもべきものとする。  
 (政令への委任)

**第七十五条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成一九年七月六日法律第一号) 抄**  
 (施行期日) ○七号抄

**第一 条** この法律は、公布の日から施行する。  
**附 則 (平成二三年三月三一日法律第一号) 抄**  
 (施行期日) 拝

**第一 条** この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。  
**附 則 (平成二四年三月三一日法律第二号) 抄**  
 (施行期日) 拝

**第一 条** この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

**附 則 (平成二七年五月二九日法律第三号) 抄**  
 (施行期日) 拝

**第一 条** この法律は、平成二十七年五月二九日から施行する。

**附 則 (平成二八年四月一日法律第四号) 抄**  
 (施行期日) 拝

**第一 条** この法律は、平成二八年四月一日から施行する。

**附 則 (平成二九年三月三一日法律第五号) 抄**  
 (施行期日) 拝

**第一 条** この法律は、平成二九年三月三一日から施行する。

**第六十九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

二 第二条、第五条(前号に掲げる改正規定を除く。)、第七条(前号に掲げる改正規定を除く。)、第九条、第十二条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び第十四条の規定並びに附則第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条から第二十五条まで、第三十三条から第四十四条まで、第四十七条から第五十一条まで、第五十六条、第五十八条及び第六十四条の規定 平成二十八年四月一日  
 (その他の経過措置の政令への委任)

三 第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の四条を加える改正規定、第七条中船員保險法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十一条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 公布の日